

1 ふれあい事業

自治会・町内会の範囲での多世代交流や組織的な見守り活動に対する助成事業です。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会

(2) 事業例

A 多世代交流タイプ

三世代交流を目的とした催し（例：ウォークラリー、納涼大会）、清掃活動 など

B 見守り・生活支援タイプ

マスク・お弁当の配布、電話による安否確認、ゴミ出し支援、除雪支援 など

(3) 助成条件

- ① 自治会・町内会の住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること。
- ② 自治会・町内会が事業の実施に関与していること。
- ③ 概ね20名以上の参加を見込むこと。
 - ◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代は除きます。

② 助成額の上限

A 多世代交流タイプ — 1回につき10,000円まで
年度内3回まで

◆残額を次回の申請に繰り越すことはできません。

◆残回数を次年度に繰り越すことはできません。

◆世帯数が500世帯以上の自治会・町内会については1回につき15,000円とします。

B 見守り・生活支援タイプ — 20,000円まで